

事務連絡

令和5年2月6日

都道府県協議会 関係各位

農林水産省 農産局 技術普及課  
課長補佐（資材効率利用推進担当）

肥料価格高騰対策事業における取組メニューを実施したことが確認できる書類の保管について

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第15の1の（2）において、取組実施者は、別記3の第2の1の取組（いわゆる「取組メニュー」）を実施したことが確認できる書類を保管することとされています。

このことについて、取組実施者から個々の参加農業者に依頼して必要な書類を保管しておいていただくことも可能ですが、関係者の手間を総量として減らすとともに書類の保管を確実にを行うため、可能な限り取組実施者において一括的に書類を管理する方法を採用いただくことが妥当と考えています。

つきましては、下記のとおり、取組メニューごとに一括的に書類を管理する場合の例をお示しいたしますので、必要に応じて取組実施者への御助言等を行う際の参考として御利用願います。

## 記

### ア) 土壌診断による施肥設計

例①：土壌診断を行った機関において保管されている分析・診断に関する帳簿や電子データなど。

※ なお、土壌診断結果に基づいて個々の参加農業者が施肥設計を行う場合は、診断結果を踏まえてどのように対応したのか参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。

例②：地域内の代表的な農地の土壌診断結果に基づいてJA等が作成し、参加農業者が実行した栽培暦など。

※ なお、栽培暦に基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。

## イ) 生育診断による施肥設計

例①：生育診断を行った分析機関において保管されている診断結果に関する帳簿や電子データなど。

※ なお、生育診断結果に基づいて個々の参加農業者が施肥設計を行う場合は、診断結果を踏まえてどのように対応したのか参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。

例②：地域内の代表的な農地の生育診断結果に基づいて J A 等が作成し、参加農業者が実行した作業マニュアルなど。

※ なお、作業マニュアルに基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。

## ウ) 地域の低投入型の施肥設計の導入

例：J A 等が作成し、参加農業者が実行した低投入型の栽培暦など。

※ なお、栽培暦に基づいて施肥したことを参加農業者が説明できれば、必ずしも農業者個々の書類の保管は要しない。

## エ) 堆肥の利用

例①：J A や肥料販売店等において保管されている堆肥の販売に関する帳簿や電子データなど。

例②：堆肥の散布作業を受託している組織において保管されている散布作業に関する帳簿や電子データなど。

## オ) 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

例：J A や肥料販売店等において保管されている汚泥肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。

## カ) 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）

例：J A や肥料販売店等において保管されている食品残渣などの販売や供給に関する帳簿や電子データなど。

## キ) 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

例：J A や肥料販売店等において保管されている有機質肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。

#### ク) 緑肥の利用

例①：J Aや肥料販売店等において保管されている緑肥種子の販売に関する帳簿や電子データなど。

例②：緑肥作物の栽培やすき込み作業を受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。

#### ケ) 肥料施用量の少ない品種の利用

例：J Aや肥料販売店等において保管されている肥料施用量の少ない品種の種子・種苗の販売に関する帳簿や電子データなど。

#### コ) 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用

例：J Aや肥料販売店等において保管されている前年と当年に販売した肥料銘柄がわかる帳簿や電子データなど。（※ 当年の肥料銘柄で低成分肥料が多いことがわかるもの。）

#### サ) 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）

例：可変施肥作業を受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。

#### シ) 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用

例：局所施肥作業を受託している組織において保管されている作業請負に関する帳簿や電子データなど。

#### ス) 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

例：J Aや肥料販売店等において保管されている育苗箱施肥用の肥料の販売に関する帳簿や電子データなど。

#### セ) 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）

例：J Aや肥料販売店等において保管されている前年と当年に販売した肥料の量か肥料銘柄がわかる帳簿や電子データなど。（※ 当年の量が少ないこと又は当年の肥料銘柄がコスト節減に資することがわかるもの。）

ソ) 地域特認技術の利用

ア～セにお示しした例を参考に、J Aや肥料販売店等において保管されている書類が活用できないかご検討ください。